

第157回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和2年7月21日 午前10時から午前12時まで

会場 市役所2階 委員会室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 原田 泰孝
事務局 情報管理課長 林 晴子 情報管理課文書法制係長 稲山 愛
情報管理課文書法制係主任 林 勇樹
説明者 防災安全課防災・消防係長 沢口 直人
総務課長 津田 智宏 総務課庶務管財係長 森山 直
子育て支援課長 山本 俊彰 子育て支援課子育て支援係長 中島 慶亮

【原田会長】 ただいまから、第157回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【原田会長】 よろしいでしょうか。

では、次第に沿って進めていきたいと思います。まず次第の2、捜査関係事項照会に基づく個人情報の外部提供について、お願いいたします。

【事務局】 それでは、捜査関係事項照会に基づく個人情報の外部提供について御報告申し上げます。前回の審議会におきまして、御質問のありました個人情報目的外利用等の届出につきまして、担当課のほうに確認をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

前回資料の7-2をご覧くださいと思います。こちらは、福祉総務課の生活困窮者への自立支援に関する相談業務、こちらに関して捜査関係事項照会がございました。そちらの照会書には、変死事案の遺族調査、生活状況の調査のためという目的が記載されておりまして、照会内容は対象者の収入、親族、病歴、職業関係についてというものになっておりました。こちらは照会の目的に照らしまして、回答内容が妥当な範囲と判断しまして、回答をしております。

続きまして、資料番号7-3と7-4、こちらは同一事案について2つの届出書が出ております。高齢者支援課の介護保険給付事業と要介護・要支援認定事務につきまして、捜査照会がございました。こちらの照会書には、捜査に必要ということで、具体的な目的の記載はありませんでしたが、特定の個人、1名に関する照会であること、また照会内容である介護認定の有無、介護サービスの利用状況については、回答内容はいずれも利用等がなし、認定もなしということでありまして、具体的な認定や利用状況といったセンシティブな個人情報ではなかったことから、回答は可能と判断して、回答を行ったものでございます。

国立市における捜査関係事項照会を受けた場合の運用方法について、御説明いたします。

刑事訴訟法第197条第2項は、任意規定ではございますが、一般的にはこの規定に基づく捜査関係事項照会は単なる協力依頼ではなく、報告義務を伴うものであるとされています。市では、同照会を受けた場合には、照会の必要性、その範囲の妥当性等を警察に確認できる範囲で確認の上、回答の可否及び範囲を判断しております。特に、照会内容が不自然である場合や、照会対象が十分に特定さ

れていない場合などは、警察への確認を十分に行うこととしております。ただし、実際には捜査情報であるため、警察に確認しても教えていただけないこともございます。

市では、このような運用方法を行っているところではございますが、これらの運用方法については改めて庁内各部署に周知したいと考えております。

また、本年1月に捜査照会があった事例で、照会対象が特定されていなかったため回答しなかったという事例もございます。その照会内容は、警察署の交通捜査課からの照会だったのですが、軽自動車の所有者を照会するもので、具体的な照会内容につきましては、軽自動車のナンバーが国立市、記号が不明で、番号は指定されていたのですが、ヤマハ原付2種の全ての車両の所有者を照会するものでございました。

この照会につきましては、ナンバーの記号が不明であったことと、近隣市にも市の名称を変更した上で同様の照会を行っているという情報がありましたので、照会対象が特定されておらず、 unnecessary 個人情報を提供する可能性が高いということから、回答をしないという判断をしております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

【原田会長】 ありがとうございます。今のこの資料7-2から3の対応、それから国立市の運用方法について、一般的な対応の御説明がありましたけれども、この点について御質問、御意見ございますでしょうか。

【中川委員】 おおむね妥当な運用なのではないかと思われまので、安心いたしました。対応について、197条2項は任意規定であるが、報告義務のある規定であるというようなことをおっしゃっていたと思うのですが、この報告義務のある規定ということについて、もう少し付言していただくとありがたいのですが。

【事務局】 こちらなのですが、平成16年の臨時国会で提出されました質問主意書に対する答弁におきまして、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会については、相手方に報告義務を課すものであるという旨の解釈が閣議決定されているということがございます。その内容に基づきまして、総務省のほうから総務省自治税務局企画課長通知によりまして、この捜査照会につきましては単なる協力依頼ではなく、報告義務を伴うものが閣議決定で明確化されているということが載った通知が出されております。

【中川委員】 了解いたしました。無回答、何も反応しないということはしていないというような運用にしているという趣旨ですか。警察から照会があった場合に、例えば国立市にあった場合に、国立市としてはほっておいてはいけないということですか。

【事務局】 基本的には報告義務があると考えてはいるのですけれども、照会内容が不特定であるとき、特定されていないようなときには回答することは適切でないと考えているということです。

【中川委員】 報告義務があるという、おそらくそこで言っている報告義務というのは、回答に応じなければいけないという意味なのか、それとも回答に応じられませんが、照会に応じられませんがという回答をとりあえず報告しなければいけないという趣旨なのか。

【事務局】 そこまで詳しいところは記されてはいないのですが、私どもといたしましては、一義的には照会に対して回答する義務というように捉えております。

【中川委員】 一応任意規定であるというようなことだと、照会に必ず応じなければいけないというようなことは基本的には言えなくて、原則的には応じなければいけないというようなことは、おそらく言えないであろうし、閣議決定の内容でそう解釈を閣議決定したというようなことですが、文言

はどこにも書かれていないことですので、197条に文言の中から、そういうようなことは読み取れませんので、あくまでもどのように判断するかというようなことに関しては、やっぱり引き続き慎重な取扱いが求められるだろうと思われまます。

特に、捜査照会情報の中には、非常にセンシティブな内容を含むような個人情報が含まれることが多いので、照会に応じないということを個別事案ごとに判断しているということで、非常に慎重に行っていただいていると思うので、現時点での運用の在り方というものを徹底していくといいのではないかなと思います。以上です。

【原田会長】 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

では次、次第の3番の国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の運用状況について、前回に引き続き追加のご報告ということでよろしいでしょうか。お願いします。

【防災・消防係長】 よろしく申し上げます。防災安全課の沢口と申します。前回はきちんとした回答ができず、申し訳ありませんでした。追加事項について、各所管課に確認してまいりましたので、その点について御報告させていただきます。

国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の運用状況について、資料の4をご覧ください。こちらに関して特別に資料は御用意しておりませんので、こちらの件数を見ながら御報告させていただきます。

所管課における捜査関係事項照会に基づく映像データの外部提供を行うに当たっての手續について、確認いたしました事項を御報告いたします。まず、映像データの外部提供でございますが、令和元年度につきましては、教育総務課が所管する小学校が4件、中学校が1件、通学路が15件、道路交通課が所管する自転車駐車が1件、商店街等が3件、以上21件が映像データを外部提供した件数になります。提供時間としましては、長いもので12時間、短いものは30分というような実績でございました。

ここで照会を受けた場合における各所管課の対応でございますが、警察署から提出されます捜査関係事項照会書、文書をもってということと、その内容について、必要に応じて聞き取り等を行って確認できる範囲内で確認をしております。内容の一例を挙げさせていただきますと、例えば振込詐欺事件の捜査ですとか、住居侵入、窃盗事件捜査、傷害事件の捜査、当て逃げ事件の捜査といったように、閲覧目的はいろいろな事件に関する目的でございました。

その中の提供時間につきましては、基本的に犯人が逃走経路に使ったであろうという、大体1時間から2時間というものがほとんど多数で、要は逃走する際に通ったであろうという時間帯に限定されたものがほとんどでございました。

以上のように、照会を受けた場合につきましては、文書をもってということと、内容を確認できる範囲で確認して、また提供時間もその妥当性というところを参考にしながら、捜査の内容によっては警察から捜査情報ということで、内容を教えてもらえないケースもございましたが、こちらの点を加味した上で決裁手續を経て、回答をしているというところでございます。

確認した点は以上でございます。

【原田会長】 今の御報告について、委員の皆様からの御意見、御質問はございますでしょうか。

【中川委員】 この点は私が質問したと思いますので。ありがとうございます。こちらに関して、おおむね慎重に御判断いただいているのかなと思いますので、若干安心いたしました。

ただ、やはり防犯カメラの場合は、個別の行政の持つ情報に対する内容を特定した照会とは異なっ

て、非常に不特定多数の人が映り込んでいる可能性のある情報を一定時間捜査機関に提供するというような意味で、非常にセンシティブな問題を含むものだと思います。ですので、できればおっしゃっていただいたように、情報提供の必要性についてより一層慎重に判断していただき、また提供時間等の文面に関しても、厳格に判断していただくような形で運用していただくことを希望いたします。

基本的に、防犯カメラ等に関して一般に懸念されてきたことの一つ大きな点というのは、やはり捜査関係機関との関係で、どのような情報提供がなされることになるのかと、その面で、防犯カメラの設置者の情報管理の適切さというようなものが、非常に求められるというような議論が多くなされておりますので、その点を踏まえた慎重な運用を今後ともなさっていただけると大変ありがたいと思います。以上です。

【原田会長】 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問ございませんか。

本件についてはこれで終了いたします。ありがとうございます。

では、次第の4番に入りたいと思います。本件については、前回からの継続審議となっております。前回以降の検討結果を、作成された資料に基づいて報告いただくということによろしいでしょうか。

【庶務管財係長】 (自己紹介)

それでは、私のほうから御説明させていただきます。前回、継続審議となりました、公用車にドライブレコーダーを設置することにより個人情報収集することについて、一部内容を修正いたしましたので、その部分を中心に御説明させていただきます。

まず、諮問書をご覧ください。2番の諮問理由のところについてです。従前は、犯罪を抑止という言葉表現しておりましたが、設置目的を明確にするため、あおり運転や信号無視などの交通違反を意味する交通犯罪の抑止という表現に変更いたしました。

続いて、資料1-2、国立市公用車にドライブレコーダーを設置することについてです。こちらの1番、設置目的についても、交通犯罪の抑止という表現に変更しております。

次に1枚めくっていただいて、要領案についてです。こちらに関しまして、第1条の趣旨の部分ですが、こちらの諮問理由に合わせまして、「交通犯罪の抑止並びに」という文言を追加いたしました。

続いて、第4条のドライブレコーダー及びデータの取り扱いについてです。

(セキュリティ対策について)

続いて、第6条のデータの閲覧についてです。データの閲覧とデータの外部への提供を明確にするため、「市内部における」という文言を追加させていただきました。また、文言の統一を図り、トラブルという言葉は「交通犯罪」という言葉に変更いたしました。

同じく、あわせて第7条の用語も整理いたしました。

最後に第8条、データの管理記録については、従前外部への提供記録についてのみを記載しておりましたが、データを扱う上で保存時、また内部での閲覧時についても記録を残す項目を追加いたしました。

御説明のほうは以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【原田会長】 ありがとうございます。では、審議に入りたいと思います。委員の皆様のほうから御質問、御意見ありましたら、自由に出していただければと思います。

【中川委員】 これに関しても私、前回御質問させていただいたと思いますので、まず簡単な質問なのですが、要領の第6のところの交通事故、交通犯罪等の状況確認又は原因を分析というような文言になっておりますけれども、この「等」にはどのようなことが含まれることを想定なさっております

すでしょうか。

【庶務管財係長】 基本的には交通事故、交通犯罪になります。

【中川委員】 運用目的の明確化のために、交通事故、交通犯罪というような形で文言を整理なされたというようなことだと、その趣旨に鑑みると、できるだけ明確な規定のほうがよろしいのではないかと思いますので、この「等」に関しては特段の理由がないのであれば、なくてもよいのかなというように付言いたします。

【庶務管財係長】 かしこまりました。

【中川委員】 そのほかに関しては非常に慎重に検討していただきまして大変ありがたいのですが、やはり安全安心カメラのような形で、ある種の防犯カメラとしての運用可能性というものがありますので、安心安全カメラに関しては、条例上の基礎をもって運用が定められているというふうなことで対比しますと、こちらのドライブレコーダーに関しても、やっぱり慎重な運用というようなものが、より一層求められるというようなことになるのかなと思います。

そう考えますと、特段、例えば安心安全カメラ等に関しては、当審議会に条例上どのような根拠で報告されているのか、私は存じ上げないのですが、報告するような仕組みというものがあるようですので、せっかく記録を残していただけるというようなことであれば、当審議会のほうに御報告の機会等を設けていただけるような仕組みというようなことも、御検討していただいていいのかなと思います。

差し当たり以上です。

【原田会長】 今回の報告については、何かお考えですか。

【総務課長】 現状、報告については特には考えていませんけれども、御要望とか審議会で他のどのようなものをどういう形で報告するのか分からないところもありますので、その辺の均衡性も含めた形で皆様のお考えに沿って対応させていただけたらと考えております。

【原田会長】 確かに安心安全カメラの設置及び運用に関する条例ですと、12条で、市長は定期的に報告を求めるものとするという定めになっていますかね。ですので、それと同様の運用を本件についてもするというのを検討されてもいいのかなとは思いますが。

【総務課長】 承知しました。

【中川委員】 特段、先ほども安心安全カメラのところでも少しお調べいただいた点なのですが、データの外部への提供のところの7の(3)のところ、条例の第9条第1項ただし書の規定により目的外利用等が認められるときも、広く原則にのっとって、この情報というのが外部に提供されるというようなことを予定されているというようなことだと思うのですが、そうなりますと、安心安全カメラも、どの情報等もこの規定に基づいて外部提供される場合が報告されておりましたけれども、捜査機関等の照会に応じて情報提供するというようなことも、十分考えられるんだろうと思います。

そう考えますと、やはり非常にセンシティブな情報を、捜査機関というある種安心安全カメラや、あるいはドライブレコーダー等の情報に関して、市が蓄積することの懸念として多く指摘されているところの部分の分野に関わってきますので、かなり慎重な運用というようなものを期していただく必要があるのかなと思います。

その点で、どのような運用状況になっているのか等について市長に報告をするなり、その市長の報告を兼ねて本審議会のほうに御報告いただくなりというような、仕組みを考えていただいてもいいのかなと思いますので御検討ください。

【原田会長】 ほかにございますでしょうか。

【関口委員】 (セキュリティ対策に関する質疑)

【総務課長】 (応答)

【原田会長】 ほかにございますか。

私から一つ。趣旨の読み方なのですが、この要領は職員の安全運転意識及びマナーの向上、これが一つだと思うんですね、職員の運転マナーの向上というところに係るということですよ。それで、次に交通犯罪の抑止、これは職員の交通犯罪の抑止という理解でよろしいですか。

【庶務管財係長】 あおり運転も含めてという形になります。

【原田会長】 それは他者からのという。

【庶務管財係長】 他者からのも含めてです。

【原田会長】 他者からのあおりも避けるためということですか。

【庶務管財係長】 はい。

【原田会長】 それで、並びにで、3つ目がつながっているということですね。わかりました。

ほかになければ、答申の取りまとめに入ろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

【関口委員】 追加で1件よろしいですか。(セキュリティ対策に関する意見)

【原田会長】 では、答申の取りまとめに入ろうかと思いますが。お一人ずつ御見解を伺えればと思いますので、お願いいたします。

では、岸委員のほうからお願いいたします。

【岸委員】 前回に比べて、大分文言など明確になりまして、よろしいのではないかなと思います。委員の皆様が御指摘なされた点を注意していただければと思います。お認めしてよろしいと思います。

【原田会長】 石居委員、お願いします。

【石居委員】 私もお認めしてよろしいかと思います。前回、私自身が気になっていた部分については、運用そのものが方向性として限定されることになったかと思うので、この方針に基づいてあとは運用していただければと思います。

【原田会長】 中川委員、お願いいたします。

【中川委員】 私が先ほど御返答をお願いした「等」の部分に関しては、これはどのようになりますでしょうか。

【庶務管財係長】 削除させていただきます。

【中川委員】 わかりました。今、岸委員、石居委員から御指摘がありましたとおり、前回からきちんと整理していただいたかと思うので、基本的にはお認めしてよろしいのではないかと思います。

ただ、先ほど来、指摘してまいりましたが、やはり個人情報保護の観点からすると、防犯カメラ等に関しては条例上の記載をもって行っているというような点からの平仄等も考えると、今回は要領で運用するというようなことですが、非常に慎重な運用が引き続き求められるだろうと思いますので、先ほどの報告の件も含めて御検討いただくことと、これは私の要望ですが、当審議会として答申に非常に慎重な運用を求める等の付言を付ささせていただきたいと思います。

【原田会長】 ありがとうございます。では関口委員、お願いします。

【関口委員】 必要性も十分に認められますので、私もお認めしてよろしいかと思います。

繰り返しになりますが、今回の事案は、今までの基幹ネットワークとか基幹PCと違って、持ち運びや盗難が可能な媒体に重要情報が含まれているというところを御留意いただいて、安全な運用をゼ

ひお願いしたいと思えます。

【原田会長】 私も皆さんと同じで、お認めしてよろしいかと思えます。ただ、皆さんから指摘されているとおりですので、付言としては本件がセンシティブ情報を含むものですので、運用においては慎重な運用を図られたいということをお願いしたいと思えます。

では、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

それでは、次第の5番、新型コロナウイルス感染拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭に食料品等の生活必需品を提供する事業を実施するに当たっての諮問となります。では、担当課のほうから御説明をお願いいたします。

【子育て支援係長】 本日はどうぞよろしくをお願いいたします。諮問事項の説明の前に、職員の紹介をさせていただきます。

【子育て支援課長】 (自己紹介)

【子育て支援係長】 (自己紹介)

説明のほうは私のほうからさせていただきます。資料につきましては、資料2-2を使いますので、お手元に御用意をお願いいたします。

それでは、諮問事項に関する新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業について説明をいたします。まず、資料の1ページ、事業概要についてでございます。本事業は、東京都が制定いたしました要綱に基づきまして、新型コロナウイルスの感染拡大により経済的な影響を受けやすいひとり親家庭に、生活の安定を図るため食料品等を提供するものでございます。

続きまして2、諮問理由についてでございます。本事業の実施に当たりまして、ひとり親であることが受給要件でございます。児童扶養手当受給者の情報を目的外利用することにより、対象者への食料品等の提供を正確、かつ迅速に行うことができると考えております。この目的外利用により、個人情報保護条例の規定に基づきまして、貴審議会に諮問させていただいているところでございます。

続きまして、3の対象者についてでございます。対象者は記載のとおりでございますが、②について、少し例を出して、また児童扶養手当の認定月日につきまして補足をいたします。

例えば、令和2年7月20日に児童扶養手当の認定請求をした方がいらっしゃった場合、この場合に認定に必要な書類が7月25日にそろったというときは、児童扶養手当法上、書類がそろったときを認定月日にしなさいというルールがございますので、この例でいいますと25日が認定年月日になりますので、この場合には本事業の対象ということになります。同じ事例で、例えば必要書類のほう8月1日にそろったというときは、やはり書類がそろった日が認定年月日になりますので、8月1日に認定されたという方につきましては、今回の事業の対象からは外れるということになります。

続きまして、4の食料品等の提供方法及びスケジュールについてでございます。7月の下旬ごろに国立市から対象者に、食料品提供に関する申込みはがきとそのカタログを発送いたします。対象者の方は、それを受け取りましたら、カタログから4品目を選択して、申込みはがきを東京都が委託した民間事業者へ送付いたします。民間事業者は、申込みを受けてから約2週間程度で、対象者に選択した食料品を提供することとなっております。

続きまして2ページ、5の目的外利用をする個人情報についてでございます。記載のとおりでございますが、性別が必要な理由としましては、対象者の方に同姓同名の方がいらっしゃることから、正確にこういった方々を判別するために、このような情報も必要と考えておるところでございます。

続きまして6、目的外利用及びその理由について、本人通知を行わない理由についてでございます。

対象者の方に送付する案内文などから、国立市が児童扶養手当の個人情報を利用することが、対象者が容易に推測できるため、条例上の規定に基づく本人通知を行う必要がないと考えたためでございます。

最後、3ページから資料がついておりますが、本件事業に関する東京都の実施要綱を添付しております。こちらのほうにつきましては、おおむね説明させていただきましたので、改めての説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

【原田会長】 ありがとうございます。では、審議に入りたいと思います。委員の皆様からの御意見、御質問を御自由に出していただければと思いますので、お願いたします。

【岸委員】 対象者のところで御説明いただいた、書類がそろったときが認定年月日になるというお話があったかなと思うのですが、実際のところはどのような書類をそろえるものなのでしょうか。

【子育て支援係長】 実際は戸籍などが一番大きなところでして、申請に来ていただいた段階では、戸籍などそのときお持ちでない方がいらっしゃいますので、おおむねあるパターンですと、まず申請書を出していただいて、その後本籍地がある自治体から戸籍を取得してもらって、後日出していただくというようなパターンが最も多い形でございます。

【岸委員】 ②の、認定時期が遅めの方という方に対して、急いだほうがいいですよとか、最終的にどこかで区切るしかないから仕方がないと思いますけれども、どういう情報提供をなさる予定になっているのでしょうか。

【子育て支援係長】 まず児童扶養手当の認定請求が、その書類が不備なので止まっている方につきましては、基本的には2週間程度なりで督促をさせていただいております。今回、こういう事業をやっておりますので、その督促の文書中に今回の事業があることに触れて、速やかに必要な書類を御提出いただくよう求めるような形を考えております。

【岸委員】 ありがとうございます。

【石居委員】 このひとり親家庭支援事業なのですが、今回食料品の提供ということで、今回の件についてはわかったのですが、今後この事業を、また食料品なのか別の形なのか、継続する見通し、見込みがあるかということと、それに伴って今回目的外利用することになる個人情報を、今回の食料品提供の後、一旦クリアする形にされるのか、事業の継続可能性を考えたときにはそのまま保持するというようなことも考えていらっしゃるのか。そのあたりの見通しを伺えればと思います。

【子育て支援係長】 同種の事業というのは、この後特段は予定しておりません。ですので、今回この事業で使った個人情報につきましては、事業が終わり次第、速やかに消去等をするように考えているところでございます。

【石居委員】 わかりました。ありがとうございます。

【関口委員】 前提の確認をさせていただきたいのですが、利用する個人情報の児童扶養手当受給者の情報というのは、ひとり親で児童扶養手当を受給していらっしゃるデータベースということですよ。

【子育て支援係長】 そうですね。

【関口委員】 それで、今回食料品のこの書類等を発送する方も、同じくひとり親ということなので、利用する個人情報の対象者と、今回発送する対象者はイコールだと思ってよろしいですか。

【子育て支援係長】 はい、大丈夫です。

【関口委員】 基本的には、抽出したりということではなく、イコール、同じものを流用するということですか。

【子育て支援係長】 そうですね。

【関口委員】 わかりました、ありがとうございます。

【原田会長】 ほかによろしいですか。

たしか前回の別件の諮問で、市の独自の事業としての臨時特別給付金の支給というのが、やはりひとり親世帯の生活支援のためにありましたけれども、今回その目的外利用する個人情報というのは、それと同じになるのでしょうか。

【子育て支援係長】 そうですね、前回の給付金のときは、児童扶養手当の4月分を受給する方が対象なんですけれども、今回は東京都のほうの要綱で、6月分というように決められておりますので、その部分が対象者につきましては少し異なるところだとは思っております。

【原田会長】 対象者は異なるけれども、個人情報は種類としては同じでしょうか。

【子育て支援係長】 ほぼ同じものになります。

【原田会長】 それから目的外利用、それからその理由について、本人通知を行わない理由も同じということによろしいですかね。

【子育て支援係長】 そうですね、はい。

【原田会長】 ほかに御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

そうしましたら、答申の取りまとめに入ろうと思います。お一人ずつ、御見解を伺えればと思いますので、関口委員のほうからよろしいですか。

【関口委員】 必要性が認められますので、目的外利用及び、本人通知を行わずに利用するという両方についてお認めしてよろしいかと思えます。

【原田会長】 中川委員いかがですか。

【中川委員】 お認めしてよろしいかと思えます。

【原田会長】 石居委員、お願いします。

【石居委員】 私もお二方と同じで、お認めしてよろしいかと思えます。

【原田会長】 岸委員、お願いします。

【岸委員】 私も皆様と同じで、お認めしてよろしいと思えます。

【原田会長】 私も必要性、許容性ともに認められると思えますので、本件についてはお認めしてよろしいかと思えます。

では、以上で終わります。ありがとうございました。

引き続き次第の6番、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少等により、特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、このような世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業、これは国の事業、を実施するに当たっての諮問ということになります。

では、引き続き担当課のほうから御説明をお願いします。

【子育て支援係長】 それでは、引き続きよろしく願いいたします。資料は3-2を使いますので、お手元のほうに御準備をよろしく願いいたします。

それでは、資料の1ページの1、ひとり親世帯臨時特別給付金事業の概要についてでございます。本事業は、国が制定した要領に基づきまして、新型コロナウイルスの影響により、特に大きな困難が

心身に生じているひとり親世帯に対して、その生活を支援するため給付金を支給するものでございます。後ほど説明いたしますが、本給付金には基本給付と追加給付の2種類から成り立っております。

続きまして、2の諮問理由についてでございます。本事業の実施に当たり、ひとり親であることが受給要件である児童扶養手当受給者の情報を目的外利用すること、また給付金の対象者の個人情報ファイルを新たに作成することにより、対象者への給付金の支給を正確かつ迅速に行うことができると考えております。この目的外利用とファイル作成により、条例の規定に基づきまして、貴審議会に諮問させていただいているところでございます。

続きまして、2ページになります。3の対象者についてでございます。まず、基本給付についてですが、離婚などによるひとり親が対象でありまして、(1)の①から③のいずれかに該当する方が対象になります。このうち、②と③について少し補足をさせていただきます。

まず、②の公的年金等受給者についてでございます。児童扶養手当法上、配偶者を亡くしたことなどにより遺族年金などを受給している場合は、児童扶養手当を受給することができないという制度になっております。このことから、①の対象からは外れてしまうのですが、ひとり親であることと、また平成30年の所得が一定水準未満であることを満たしている場合には、公的年金等受給者として本件給付金事業も基本給付の対象になるところでございます。

次に③の家計急変者についてでございます。家計急変者についても、基本給付を受けるためには、そのほかの対象の方と同じように、まずひとり親であることが要件となります。加えて、直近の収入、これが令和2年の2月から令和3年1月までの任意の1か月の給与等を1.2倍した金額が、一定の水準未満であることを満たした場合は、家計急変者として本件給付金事業の基本給付の対象になるところでございます。

続きまして、追加給付でございますが、こちらは基本給付の対象者である(1)①の児童扶養手当受給者と②の公的年金等受給者のうち、家計が急変し、収入が減少したと申し立てた人が対象となります。

続きまして、4の支給額でございます。基本給付は5万円になります。さらに第2子以降については、1人当たり3万円が支給されます。例えばお子様が3人いる世帯であれば、まず5万円と、その後第2子と第3子分の6万円が加わり、基本給付だけで1.1万円が支給されることとなります。なお、対象となる児童につきましては年齢の制限がございまして、まず令和2年5月31日までに生まれた児童、それから高等学校終了前までの児童となります。追加給付につきましては、対象となる場合には、基本給付とは別に5万円が支給されるところでございます。

続きまして、3ページの5、申請方法等についてでございます。まず、基本給付の児童扶養手当受給者についてですが、こちらのほうにつきましては、基本給付を受けるに当たりまして、申請行為などの必要はございません。国立市のほうで、児童扶養手当受給者の個人情報を目的外利用いたしまして、対象者を抽出し、その対象者に案内文を発送いたします。対象者のほうから、基本給付の需給を拒否するなどの意思表示がない場合には、こちらで把握しております児童扶養手当の銀行口座に振り込むというような制度になってございます。

そのほかにつきましては、申請が必要でございますので、所定の書類を御提出いただきまして、審査が完了した後給付というようになっております。

申請書類についてですが、簡単に説明をさせていただきます。資料の21ページをお開きください。こちらが、公的年金受給者用の基本給付の申請書となっております。申請に当たりまして、ひとり

親であることを私どもが確認するために、戸籍謄本等を添付していただくようになってございます。

続きまして、25ページの資料の4-2でございます。こちらにつきましては、家計急変者用の基本給付の申請書になってございます。こちらは、先ほどご覧いただきました公的年金受給者のものとほぼ同内容のものとなっております。

続きまして、29ページの資料の5-1でございます。こちらが公的年金受給者用の簡易な所得額の申立書でございます。こちらは、先ほど御紹介した基本給付の申請書とあわせて提出が必要な書類でございます。

続きまして、33ページの資料5-3でございます。こちらは家計急変者用の簡易な所得額の申立書でございます。家計急変者につきましては、本申立書のほかに、証拠書類として給与明細等を添付していただくことになってございます。

続きまして、37ページの追加給付用の申請書でございます。追加給付につきましては、この申請書のみで収入が減少したことを示す書類などの追加の提出は不要となっております。これは、国のほうで簡易迅速に給付金を支給しなさいと求めているところがございますので、特段の証拠書類などは不要となっております。

以上が申請書に関する説明でございます。

それでは、3ページに少し戻っていただきまして、項目6番の目的外利用をする個人情報と、7、個人情報ファイルで取り扱う個人情報についてでございますが、こちらは記載のとおりでございます。

続きまして、次ページに移りまして4ページでございます。8番、目的外利用に関して本人通知を行わない理由につきましては、対象者に送付する案内文や、もうマスコミなどでも報道がありますように、国が実施する広報から国立市が児童扶養手当の個人情報を利用することは容易に推測できるため、条例による本人通知は行う必要がないと考えるためでございます。

続きまして9、児童福祉総合システムについてでございます。本給付金事業の対象者に関する個人情報ファイルは、当係で運用しております児童福祉総合システムで取り扱います。このシステムにつきましては、平成24年に導入に関する諮問をさせていただきまして、貴審議会から答申をいただいているところでございます。導入から現在に至るまで、安定的に運用できており、本件諮問に関する個人情報を取り扱うシステムとして、セキュリティ上問題がないものと考えているところでございます。

最後に、5ページからの資料についてですが、おおむね説明させていただきましたので、改めての説明は割愛させていただきます。

以上でございますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

【原田会長】 ありがとうございます。では、審議に入りたいと思います。委員の皆様から御意見、御質問等ございましたらお願いたします。

私から1点。今回、給付金の個人情報ファイルを作成することになりますけれども、これは申請が伴うもので、個別の対応が必要だからということなのでしょう。

【子育て支援係長】 今回、件数もおおむね500件程度で、かつ児童扶養手当受給者については、6月分というようなフィルターがかけられているため、紙ファイルなどから引っ張っていくのは、事務誤りが発生する可能性が大変高いと考えておりますので、システムを入れさせていただきまして、そこで電算処理をして、事務誤りがないように、システムにおいて新たに個人情報ファイルを作らせていただいたというところでございます。

【原田会長】 ファイルの保存期間については、どのようにお考えですか。

【子育て支援係長】 国のほうで5年になっておりますので、5年間は保有するようにと考えております。

【原田会長】 5年後は速やかに削除するということですか。

【子育て支援係長】 はい、その予定でございます。

【原田会長】 ほかにございますか。

【石居委員】 基本的なことなのですが、告知の方法に関わってなんですけれども、今回児童扶養手当受給者の基本給付についてのみは、ご本人に案内文が送付されて、それ以外の3ページ上の表でいくと、(1)の一番上に該当する区分の方だけには通知があつて、それ以外の方は広報を通して知っていただいて、申請いただくという形になるのでしょうか。

【子育て支援係長】 おっしゃるとおりでございます。市報やホームページのほうで広報をさせていただきますまして、申請書類等につきましても、ホームページのほうでアップをして、対象になる方は御自身でダウンロードしていただきまして、こちらのほうに御提出いただくというような形を考えております。

【石居委員】 そうすると、目的外利用のうち、案内文を通して推測ができるだろうというのが、一番上の件に関わる理由で、それ以外はということですね。

【子育て支援係長】 はい。

【石居委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【関口委員】 よろしいですか。児童福祉総合システムで、追加に作成される資料で管理されるのは、児童扶養手当受給者の①番に相当する国立市から送付管理されるものだけなのか、②番、③番の申請によって受給される対象者もこちらに追加されるのかということ、どちらになりますか。

【子育て支援係長】 後者の①から③の全ての対象者について、システム管理をと考えておるところでございます。

【関口委員】 なるほど。②、③番は申請があり次第、こちらのシステムで統合的に管理されるということですね。

【子育て支援係長】 さようでございます。

【関口委員】 では、この①、②、③の申請形態によって、ほかのシステムにデータが散らばってしまったりということはないと思っておりますか。

【子育て支援係長】 ないですね。

【関口委員】 わかりました、ありがとうございます。

【原田会長】 ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、答申の取りまとめに入ろうかと思えます。お一人ずつ御見解を伺おうと思えますので、岸委員のほうからよろしいでしょうか。

【岸委員】 必要性が十分に認められると思えますし、許容できると思えますので、お認めしてよろしいと思えます。

【原田会長】 石居委員、お願いします。

【石居委員】 私も必要性も緊急性も認められると思えますので、前件同様、運用をきちんと行っていただければと思えます。お認めしてよろしいかと思えます。

【原田会長】 中川委員、お願いします。

【中川委員】 お認めしてよろしいかと思ひます。

【原田会長】 関口委員、お願いいたします。

【関口委員】 こちらも必要性が認められますので、お認めしてよろしいかと思ひます。緊急策でいろいろな施策が並行して走っているかと思ひますが、ぜひ管理だけは厳格にしっかりとさせていただいて、安全に運用いただければと思ひます。

【原田会長】 私も必要性、許容性ともに認められると思ひますので、お認めしてよろしいかと思ひます。

はい、どうもありがとうございました。

では続いて次、次第の7番の報告事項に入りたいと思ひます。

【事務局】 それでは、個人情報取扱業務登録（変更）につきまして御報告申し上げます。資料4-1からでございます。

4-1は、個人情報取扱業務の変更でございます。児童館におきまして、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、接触可能性のある利用者に連絡する必要があることを想定いたしまして、電話番号を収集するため、記録項目に電話番号を追加する等の変更を行うものでございます。

続いて資料4-2、こちらは新規の登録でございます。子育て世帯への臨時特別給付金事業でございますが、前々回の審議会で諮問いたしまして、答申をいただいた事業の業務登録となっております。

続きまして資料4-3、こちらも新規の登録でございます。ひとり親世帯への臨時特別給付金事業でございますが、こちらは前回の審議会で諮問いたしまして、答申をいただいた事業の業務登録ということになります。

続きまして資料4-4、こちらも新規の登録でございます。国立市立小学校の施設の開放、学校開放事業でございます。学校開放事業につきましては、従来から実施している事業でございますが、このたび新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止対策といたしまして、スポーツ庁によるガイドラインに基づく運用を行うため、利用者の連絡先等の個人情報を収集いたしまして、利用者の中から感染が発生した場合は、必要に応じて多摩立川保健所等へ情報提供するものでございます。

以上でございます。

【原田会長】 これまでのところで、御意見、御質問はございますでしょうか。

では、次をお願いいたします。

【事務局】 それでは、個人情報取扱業務外部委託登録の報告でございます。資料5-1でございますが、こちらは前々回の審議会で、個人情報のファイル作成につきまして諮問し、答申をいただいた業務の外部委託登録でございます。生産緑地地区等の台帳管理GISデータ作成業務委託でございます。

続きまして5-2、こちらは先ほど業務登録のほうで御説明いたしました学校開放安全管理業務の外部委託でございます。こちらにつきましても、従来からシルバー人材センターに事業委託をしておりますが、個人情報を取り扱うこととなりましたので、新たに登録するものでございます。

以上でございます。

【原田会長】 今の2点につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

なければ、次をお願いいたします。

【事務局】 それでは、個人情報目的外利用等につきまして、御報告申し上げます。資料6-1から6-4まででございますが、課税課の市都民税の課税事務でございます。

6-1及び6-2は、各法令の規定に基づきまして対象者の課税状況等を提供したものでございます。6-1は内部の目的外利用、6-2は税務署への外部提供となっております。6-1、6-2、いずれにつきましても、同一類型のものが今後想定されるため、利用期間を年度末までとしております。

続きまして、資料6-3、こちらは議員退職年金の支給停止措置の実施のための照会に対しまして、法令の規定及び本人の同意に基づき、対象者の課税総所得等について議員共済会へ外部提供したものでございます。

6-4でございますが、生活保護の実施のための照会に対しまして、生活保護法に基づきまして、対象者の所得状況等について、外部の福祉事務所へ提供するものでございます。目的外利用の期間は年度末までとなっております。

続きまして、資料6-5から6-7までは、課税課の税務関係諸証明事務でございます。課税、非課税証明書を提供しております。利用等の期間は、いずれも年度末までとなっております。

6-5でございますが、中国残留邦人等支援給付の実施のため、法令の規定に基づき、内部の目的外利用を行うものでございます。

6-6でございますが、介護給付費等の支給決定のための照会に対しまして、法令の規定及び本人の同意に基づき、他市へ外部提供するものでございます。

6-7でございますが、児童福祉施設入所児童等に係る扶養義務者の費用負担能力の認定等のための照会に対しまして、法令の規定及び本人の同意に基づき、児童相談所へ外部提供するものでございます。

続きまして、資料6-8から6-12まででございますが、課税課の固定資産税の課税業務でございます。全て法令の規定に基づく目的外利用等でございます。利用等の期間はいずれも年度末までとなっております。

6-8でございますが、空き家等の適切な管理のため、所有者の住所氏名について、内部の目的外利用を行うものでございます。

6-9は、国税等の調査のための資産照会に対しまして、税務署に回答するものでございます。

6-10でございますが、課税のための資産照会に対しまして、都税事務所に回答するものでございます。

6-11は、生活保護の実施のための資産照会に対しまして、内部の目的外利用を行うものでございます。

6-12でございますが、長期相続登記未了土地の回収のための照会に対しまして、対象者の氏名及び住所を法務局に外部提供するものでございます。

6-13は、課税課の軽自動車税課税等の業務でございます。放置違反金の納付命令のための照会に対しまして、道路交通法に基づき、原動機付自転車等に係る使用者関係情報について、公安委員会に外部提供するものでございます。目的外利用等の期間は、年度末までとなっております。

資料6-14及び6-15は、収納課の市税収納事務でございます。各補助金の交付決定のため、市税の納付状況につきまして、本人の同意に基づき、内部の目的外利用を行うものでございます。目的外利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして、6-16から6-19までは、収納課の滞納整理業務でございます。いずれにつきましても、対象者の滞納整理状況等につきまして、目的外利用等をするものでございます。利用等の期

間は年度末までとなっております。

6-16でございますが、市税徴収のための照会に対しまして、地方税法の規定に基づき、他市へ外部提供するものでございます。

6-17は、生活再建支援のため、本人の同意に基づき、内部の目的外利用を行うものでございます。

6-18は、県税徴収のための照会に対しまして、地方税法の規定に基づき、県税事務所に外部提供するものでございます。

6-19は、地方税等の滞納整理のための照会に対しまして、地方税法の規定に基づき、地方税機構広域連合に外部提供するものでございます。

6-20は、防災安全課の消防団に対する業務でございます。東京都消防訓練所における消防団員教育訓練実施のため、本人の同意に基づきまして、分団名、氏名、生まれ年等を都の消防訓練所に外部提供するものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして6-21は、市民課の戸籍業務でございます。児童扶養手当の支給決定のため、対象者の改製原戸籍について、内部の目的外利用を行ったものでございます。児童扶養手当法に基づく目的外利用となります。

続きまして6-22及び6-23は、市民課の拠出制年金の業務でございます。いずれも内部の目的外利用でございまして、利用等の期間は年度末までとなっております。6-22は生活保護の実施のため、生活保護法に基づき、対象者の年金加入状況等について提供しております。6-23は、グループホーム等家賃助成認定のため、本人の同意に基づき、対象者の障害基礎年金の支給状況等について回答してございます。

続きまして6-24は、市民課の福祉年金、拠出制年金の業務でございます。しょうがい者の生活支援等のため、対象者の障害基礎年金の受給状況等につきまして、本人の同意に基づき、内部の目的外利用を行うものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして6-25から6-27までは、福祉総務課の生活保護法決定調書関係業務でございます。いずれも、生活保護受給者情報の目的外利用を行うものでございます。6-25は就学援助費支給等のため、本人の同意に基づきまして、教育委員会へ提供するものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

6-26でございますが、市税課税業務のための照会に対しまして、地方税法の規定に基づき、他市へ外部提供するものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

6-27は、介護保険料の賦課のため、介護保険法の規定に基づきまして、内部の目的外利用を行ったものでございます。

続きまして6-28は、福祉総務課の社会福祉庶務の業務でございます。保険給付受給者の死亡確認のための照会に際しまして、労働者災害補償保険法の規定に基づきまして、死亡届等について労働基準監督署に外部提供したものでございます。

6-29は、福祉総務課の中国残留邦人等支援給付決定調書関係事務でございます。介護保険料の賦課のため、介護保険法に基づきまして、中国残留邦人等支援給付受給者の情報を内部の目的外利用を行ったものでございます。

続きまして6-30は、しょうがいしゃ支援課の精神障害者の支援及び医療に係る業務でございます。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、障害者手帳の発行状況等について警察署に外部提供

するものでございます。対象者は1名でございまして、回答の内容でございまして、手帳の被交付者の人定事項として、住所、氏名、生年月日、それから手帳の交付日、交付期限、手帳の等級、申請書類の写しを提供しております。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして6-31は、高齢者支援課の介護保険給付事業でございまして。市内の移動困難者を支援するに当たってアンケート調査を実施するため、審議会へ諮問し、答申を得て内部の目的外利用を行ったものでございます。

続きまして6-32は、高齢者支援課の介護保険給付事業、地域包括支援センター事業でございまして。避難行動要支援者名簿作成等のため、災害対策基本法の規定に基づきまして、名簿作成に必要な情報について内部の目的外利用を行うものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして6-33は、高齢者支援課の介護保険給付事業、要介護・要支援認定業務でございまして。高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、介護給付費のデータを広域連合に提供するものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして6-34は、健康増進課の国民健康保険医療費適正化事業、後期高齢者医療業務でございまして。高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づきまして、後期高齢者医療情報、国民健康保険医療情報等のデータを広域連合に提供するものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして6-35は、健康増進課の国民健康保険資格事業、国民健康保険給付事業でございまして。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、対象者の国民健康保険資格情報等を警察署に提供するものでございます。対象者は1名でございまして、提供内容につきましては、対象者の住所、氏名、生年月日、保険の加入年月日、保険証番号等、保険の利用状況を回答してございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして6-36は、健康増進課の国民健康保険給付事業でございまして。労働者災害補償保険法に基づく給付のための照会に対しまして、同法の規定に基づき診療報酬明細書の写しを労働基準監督署に提供するものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして、6-37から6-42までは子育て支援課の児童手当等でございまして。利用等の期間につきましては、いずれも年度末までとなっております。

6-37は、子どもの学習支援事業のため、本人の同意に基づきまして、児童手当等の受給状況について内部の目的外利用を行うものでございます。

6-38は、生活困窮者住居確保給付金の支給のため、児童手当等の受給情報を生活困窮者自立支援法に基づきまして、内部で目的外利用をするものでございます。

6-39は、就学援助の支給決定のため、本人の同意に基づきまして、児童扶養手当の認定状況について、教育委員会に提供をするものでございます。

6-40でございまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施のため、児童手当受給者の認定状況等を目的外利用するものでございます。こちらにつきましては、審議会に諮問し、答申を経て行うものでございます。

6-41でございまして、こちらは児童福祉法に規定する情報の交換及び協議を行うため、児童福祉法の規定に基づきまして、児童手当受給者の勤務先等の情報を内部で目的外利用するものでございます。

6-42は、ひとり親世帯への臨時特別給付金事業の実施のため、児童扶養手当受給者の認定状況等を内部で目的外利用するものでございます。こちらにつきましては、審議会に諮問いたしまして、答申を経て行うものでございます。

続きまして6-43は、子育て支援課の乳幼児医療費助成制度でございます。国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会において、要支援児童の情報交換等を行うため、児童福祉法の規定に基づきまして、こども医療費助成制度の利用状況に関する情報を内部で目的外利用するものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして6-44は、子育て支援課の乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度でございます。こちらは、日本スポーツ振興センターへの災害共済給付の請求のため、本人同意に基づきましてこども医療証・ひとり親家庭医療証の使用状況につきまして、教育委員会へ提供するものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして6-45は、国立駅周辺整備課の旧国立駅舎安心安全カメラ管理運用業務でございます。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、旧国立駅舎に設置いたしました安心安全カメラの記録データを提供するものでございます。提供の具体的内容でございますが、こちらにつきましては、対象の年月日、日時につきましては1日のうちの30分間ということで限定されておりましたので、回答をいたしております。

最後に資料6-46でございます。こちらは教育委員会の教育総務課の就学許可事務でございます。児童虐待等への対応のため、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の規定に基づきまして、国立市の子ども家庭支援センターへ情報提供するものでございます。目的外利用等の期間は年度末までとなっております。

御報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

【原田会長】 ありがとうございます。以上につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

【関口委員】 1点、よろしいですか。資料6-32の目的外利用なんですけれども、国立市の内部での目的外利用ということで、提供方法が、文書と磁気テープ等という2種類で提供されています。基本こういう個人情報提供も含めて必要最小限で、ほかのものは大体1種類の手段で提供されていると思うのですが、2種類の手段が必要な理由はわかりますでしょうか。

【事務局】 そうですね、理由は……。

【関口委員】 違う種類の管理方法のものなのかなど、きちんと理由があればいいと思うのですが、同じものを2種類、管理の面からいっても、内部とはいえ、必要最小限の方式で提供というのは、内部でご確認いただきたいなと思います。

もう一点、こちらについて、市役所内で提供するに当たって、ほかのものを見ていったところ、電子データの場合はその他ということで、電子データなりでお渡しする、授受されているものが多いのですが、磁気テープ等と媒体を使っているもので、媒体の管理などの取り決めはありますか。

【事務局】 具体的に把握はしていないのですが、管理につきましてはルール化されているものと認識してございます。

【関口委員】 どちらも課をまたいで渡されると思うので、どちらの課でどのように管理されているのかとか、市役所内での紛失などがないようにきちんと管理いただきたいと思うのですが。

【事務局】 そうですね。一般的な規定として、セキュリティポリシーがございますので、それに

従った管理・運用はされているというように……。

【関口委員】 受け取り側の管理責任という感じなのでしょうか。

【事務局】 それはそうですね、はい。

【関口委員】 はい、その2点が気になりましたので。提供方式も必要最小限で安全な方式でお願いします。

【事務局】 在宅人工呼吸器使用者の異動リストというものがあるのですが、対象がおそらく少ないので、紙に打ち出したものを渡しているのかなというように推測しております。

【関口委員】 文書で渡しているものと磁気テープで渡しているものは、内容が異なるということですか。

【事務局】 はい、おそらくそうではないかなと思いますが、確認いたします。

【関口委員】 はい。

【原田会長】 次回、いつかはわかりませんが、補足するということで。

【関口委員】 はい。

【原田会長】 ほかにございますでしょうか。

【中川委員】 よろしいですか。今回も捜査機関に対する刑事訴訟法197条2項に基づく外部提供というものが3件ほど報告されておまして、照会情報の中身まで御報告いただいて、大変ありがたかったと思います。今後も慎重な運用のために、捜査機関等への個人情報の提供に関しては、できるだけその目的や必要性の判断に資するような情報を御提供いただければと思います。

以上です。

【原田会長】 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

では、次第の9番まで終了したことになります。最後、次第10番、その他とありますが、事務局のほうから何かありますでしょうか。

【事務局】 特にございません。

【原田会長】 ありがとうございます。

では、以上で本日の審議会を終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

— 了 —